

令和8年3月市議会定例会議

総務常任委員会資料

1. 福島市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件

【総務課】

総務部

(議案第27号)

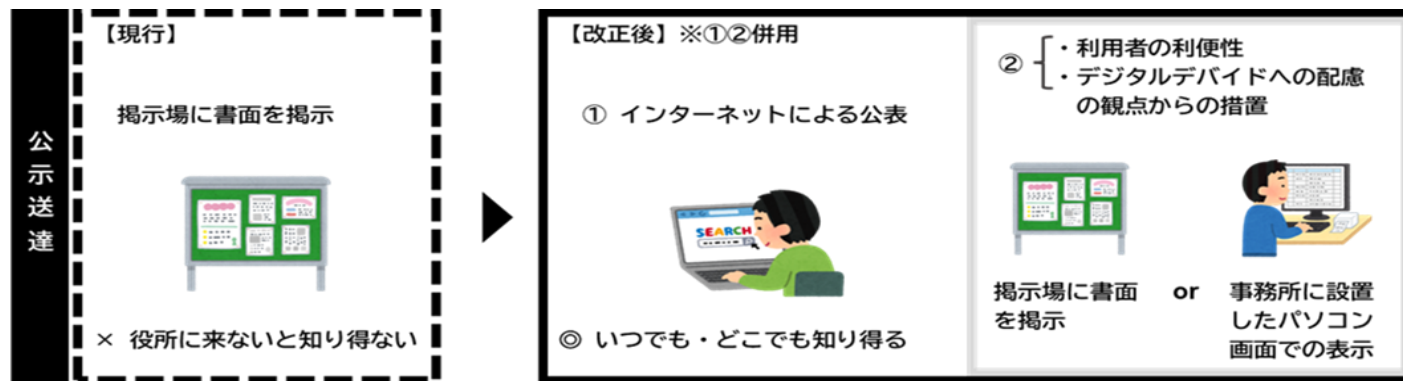
福島市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件

■福島市行政手続条例の一部改正

(1) 条例改正の趣旨

書面掲示規制などのアナログ規制を定める個別法の一斉改正を行うため、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が、令和8年5月21日に施行されることに伴い、聴聞（弁明）の公示送達手続きをデジタル化する改正を行うもの。

(2) 条例の改正概要



【公示する内容】

- ① 不利益処分の相手方の氏名
- ② 聴聞の期日と場所
- ③ 行政庁の名称と所在地
- ④ 聴聞の通知をいつでも交付すること

※1 聴聞（弁明） 不利益処分を受ける側に口頭（書面）で意見を述べる機会を与える手続きのこと

※2 公示送達 聴聞の期日・場所等を相手方の所在不明により通知できない場合等に、掲示板への掲示によって法的に送達
が完了したとみなす特別な手続き

(3) 条例の施行予定日

令和8年5月21日